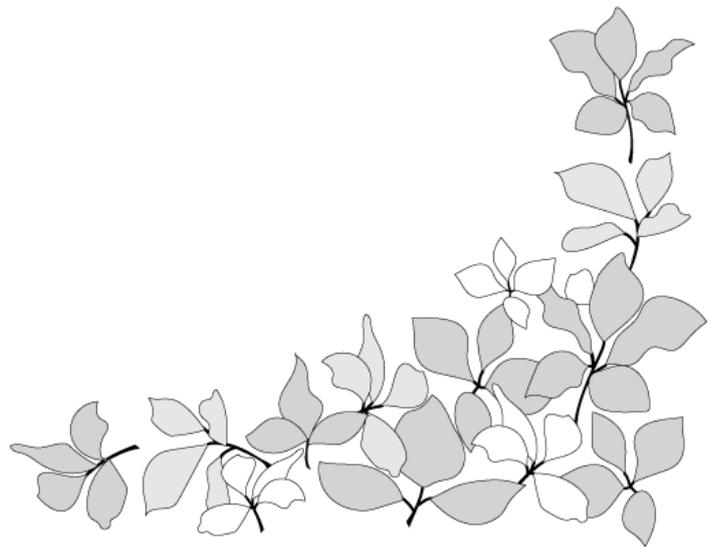


資料編



資料編

1. 計画の策定経緯

年月日	内容
令和3年10月15日～12月末日	住民一般調査 ・令和3年10月1日現在、20歳以上の市民1,500人
令和3年10月15日～11月末日	高校生調査 ・令和3年9月1日現在、本巢市内に住所を有する平成16年度生まれの高校生（高校2年生）375人
令和3年10月上旬～11月上旬	中学生調査 ・令和3年10月1日現在、市内中学校に通う2年生全員
令和4年10月19日	第1回本巢市健康づくり推進協議会 ・計画策定の背景、国、県の動き ・第2次計画の進捗評価 ・アンケート調査結果 ・各種取組の現状（グラフ） ・計画骨子（案）
令和5年1月10日	第1回自殺対策協議会 ・計画（案）の提示 ・健康づくり推進協議会への意見具申について
令和5年1月18日	第2回本巢市健康づくり推進協議会 ・計画（案）の提示 ・パブリックコメント（案）としての承認
令和5年1月25日～2月23日	パブリックコメント
令和5年3月1日	第3回本巢市健康づくり推進協議会 ・計画（案）の承認
令和5年3月10日	本巢市健康づくり推進協議会から市長へ報告
令和5年3月24日	本巢市議会全員協議会で報告

2. 本巣市健康づくり推進協議会・本巣市自殺対策協議会

(1) 本巣市健康づくり推進協議会

○本巣市健康づくり推進協議会要綱

平成 16 年 3 月 25 日
訓令甲第 57 号

(設置)

第 1 条 市民の健康づくり対策を推進するため、本巣市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、小児から老人に至るまでの各種健康診査事業、健康教育、健康相談、保健栄養指導、地区の衛生組織の育成等、健康づくりのための方策及び保健事業の計画等を、体系的・総合的に協議する。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 保健医療関係団体の代表者
- (4) 自治会長の代表者
- (5) 市内学校教諭の代表者
- (6) 事業所等の代表者
- (7) 識見を有する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年訓令甲第13号)

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

(2) 本巣市健康づくり推進協議会委員名簿

区分	所属等	氏名	備考
市議会の代表	本巣市議会議員	高橋 知子	会長
保健医療関係団体の代表者	もとす医師会 医師	金田 成宗	副会長
自治会長の代表者	本巣市連合自治会長会副会長	金子 典栄	
関係行政機関の職員	岐阜保健所 健康増進課長	丹羽 員代	
	本巣市市民環境部 市民課長	磯部千恵子	
事業所等の代表者	本巣市商工会 事務局長	鷺見 誠	
市内学校教諭の代表者	本巣市学校養護教諭部会部長 (糸貫中学校)	後藤いずみ	
識見を有する者	本巣市糸貫民生委員児童委員協議会会長 令和4年11月30日まで	溝口 重幸	
	本巣市本巣民生委員児童委員協議会会長 令和4年12月1日から	佐藤 廣國	
	本巣市地域包括支援センター所長	田内磨奈美	



〈本巣市健康づくり推進協議会の様子〉

(3) 本巢市自殺対策協議会

○本巢市自殺対策協議会設置要綱

平成 30 年 3 月 19 日

告示第 21 号

(設置)

第 1 条 自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)に基づき、関係機関及び団体が連携し、自殺対策を総合的に推進するため、本巢市自殺対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の検討に関すること。
- (2) 自殺対策のための情報交換及び連携強化に関すること。
- (3) 自殺対策に係る普及啓発に関すること。
- (4) 自殺対策計画に関すること。
- (5) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は委員 15 人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 保健医療関係団体の代表者
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 自治会等団体関係者
- (5) 事業者等の代表者
- (6) 学校教育関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 学識経験を有する者
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は会務を総括し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 会議に出席した者は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(部会)

第8条 第2条に規定する所掌事項の具体的内容について協議するため、協議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(4) 本巣市自殺対策協議会名簿

区分	所属等	氏名	備考
本巣市議会議員の代表者	本巣市議会議員	今枝 和子	会長
保健医療関係団体の代表者	もとす医師会 医師	瀬川 孝	副会長
	もとす薬剤師会 薬剤師	西川 順子	
民生委員児童委員の代表者	本巣市糸貫民生委員児童委員協議会会長 令和4年11月30日まで	溝口 重幸	
	本巣市本巣民生委員児童委員協議会会長 令和4年12月1日から	佐藤 廣國	
自治会長の代表者	本巣市連合自治会副会長	林 重弘	
事業所等の代表者	本巣市商工会 事務局長	鷺見 誠	
学校教育関係の代表者	小中学校養護教諭会部長 糸貫中学校養護教諭	後藤いずみ	
	学校教育課 参事兼課長	歳藤 幸弘	
関係行政機関の職員	岐阜県精神保健福祉センター 所長兼保健福祉課長	奥村 佳子	
	北方警察署生活安全課課長	井奈波俊正	
	健康福祉部 福祉敬愛課長	林 誠司	
学識経験を有する者	中部学院大学人間福祉学部人間福祉学科助教	渡辺 明夏	
福祉関係の代表者	社会福祉協議会 事務局長	畑中 和徳	



〈本巣市自殺対策協議会の様子〉

3. 計画の推進体制と進捗管理

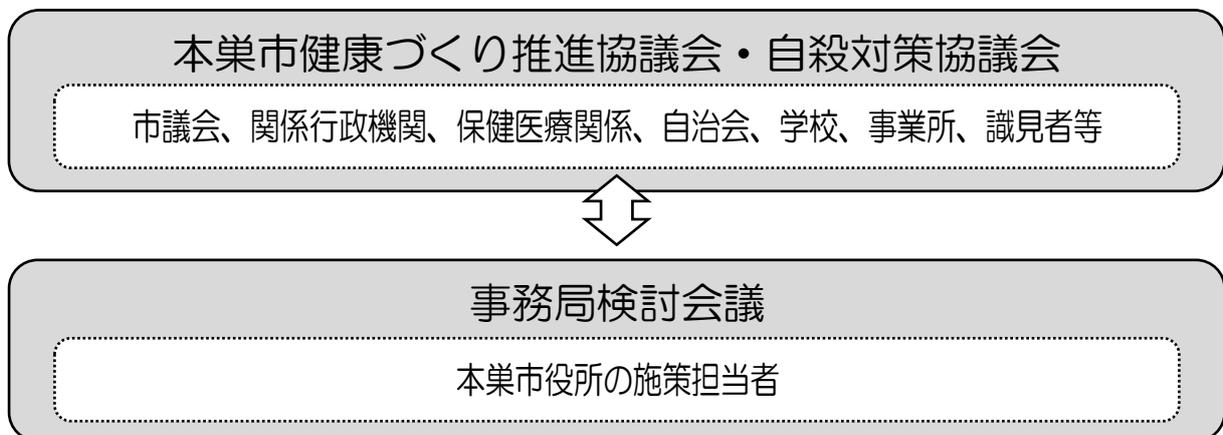
(1) 本巣市健康づくり推進協議会・本巣市自殺対策協議会

本計画の策定にあたっては、地域住民はもとより、幅広く様々な分野からの意見を反映させる必要があり、本計画の審議機関として、自治会、本巣市議会の代表者、関係行政機関の職員、保健医療関係・学校教育関係・事業所等の代表者および識見を有する者で構成する本巣市健康づくり推進協議会・自殺対策協議会（「いのちを守る（自殺対策行動）計画」部分を担当）を設置しています。

(2) 事務局検討会議

本巣市健康づくり推進協議会・自殺対策協議会とは別に、本巣市役所の施策関係者をメンバーとする事務局検討会議を設置しました。事務局検討会議においては、健康にかかる地域の課題の把握、課題の整理、解決に向けた取組みの方向性、具体策について検討しました。

計画の策定体制



(3) 健康に関する市民アンケート調査の実施

本巣市民を対象として、健康に対する意識、健診・検診の受診状況、飲酒・喫煙状況、歯と口腔にかかる取組状況、食生活の実態等についてアンケートを通じて集計しました。

今期から調査対象を高校生まで拡大し、「住民一般調査（成人調査）」、「高校生調査」、「中学生調査」の3種類のアンケートを実施しました。

① 住民一般調査

調査対象者：令和3年10月1日現在、20歳以上の市民1,500人を無作為に抽出（地域別の配布数としては、根尾地域76人、本巣地域300人、糸貫地域524人、真正地域600人としています。）

調査方向 : 郵送配布・郵送回収
調査期間 : 令和3年10月15日～12月末日
回収結果 : 回収数 720 (回収率 : 48.0%)
有効回答数 720 (有効回答率 : 48.0%)

② 高校生調査

調査対象者 : 令和3年9月1日現在、本巢市内に住所を有する平成16年度生まれの高校生
(高校2年生) 375人
調査方向 : 郵送配布・郵送回収
調査期間 : 令和3年10月15日～11月末日
回収結果 : 回収数 153 (回収率 : 40.8%)
有効回答数 153 (有効回答率 : 40.8%)

③ 中学生調査

調査対象者 : 令和3年10月1日現在、市内中学校に通う2年生全員
調査方向 : 各中学校を通じて配布・回収
調査期間 : 令和3年10月上旬～11月上旬
回収結果 : 回収数 329
有効回答数 328
※各中学校を通じて配布・回収しており回収率はありません。

(4) パブリックコメント

本巢市健康づくり推進協議会・自殺対策協議会において検討された本計画(案)について、広く本巢市民から意見を聴取するため、令和5年1月25日から2月23日にかけてパブリックコメントを実施し、寄せられたご意見を計画に反映しています。

本巢市健康増進計画（第三次）

発行：本巢市

編集：本巢市 健康福祉部 健康増進課

〒501-0466

本巢市下真桑 1199-1

TEL 058-320-0153

FAX 058-320-0154

